

## 請負工事施工成績評定要領

### (目的)

第1 この要領は、知事部局の所掌する県営建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2 評定を行う工事は、完成検査時点、指定部分検査時点、中間技術検査時点の設計（税込み）金額が250万円を超える工事とする。

### (評定者)

- 第3 評定は、監督員、課長等、検査員の3者が行う。ただし、これによりがたい場合は、公所長が別途指定する者とする。
- 2 課長等とは、当該工事を所管する本庁の担当課長、広域振興局及び出先機関の課長若しくは次長をいう。
  - 3 公所長とは、本庁の総括課長、広域振興局の部長若しくは所長又は出先機関の長をいう。

### (評定の時期)

第4 評定は、監督員及び課長等にあつては工事が完成したとき、検査員にあつては工事の中間技術検査、指定部分検査、完成検査を実施したとき、それぞれ行うものとする。

### (評定の方法)

- 第5 評定は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 2 各考査項目ごとの採点は、別紙—1～3「考査項目別運用表」によるものとする。
  - 3 評定にあつては、別紙—4「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙—5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における創意工夫、社会性等に関しては、受注者から当該工事における実施状況の提出があつた場合はこれも考慮するものとする。
  - 4 出来形、品質、出来ばえは、主たる工種について評定を行うものとする。
  - 5 前項における主たる工種とは、その工事を代表する工種と評定者が判断する1工種をいう。  
ただし、これによることが妥当ではない場合は、直接工事費の比率の高いものから足して70%を超えるまでの3工種以内の工種とする。この場合、これ以外の工種でも評定者が重要と認めるものは、当該上位工種の最下位の工種に替えて考査対象とすることができる。
  - 6 複数の工種について評定を行った場合は、最も低い評定を採用する。
  - 7 総合評価落札方式による工事で、契約項目となつた技術提案のうち、工事特性、創意工夫、社会性等に該当する項目については、評価の対象とする。
  - 8 現場環境改善費を用いた取組みは、評価の対象としない。

(評定点の通知並びに公表)

第6 評定点については受注者に通知するとともに公表するものとし、通知及び公表の方法については別途定める。

(評定の修正)

第7 公所長等は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 公所長等は、前項の修正を行ったときは、速やかに、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6又は第7による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、通知を行った公所長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 公所長等は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第9 第8第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む)以内に、書面により公所長等に対して、再説明を求めることができる。

2 公所長等は、前項による再説明を求められたときは、必要に応じて公共工事等に関する学識経験等を有する者の助言を受け、書面により回答するものとする。

附則

この要領は平成13年6月1日から施行する。(平成13年4月13日付 建技第36号)

附則

この要領は平成14年4月1日から施行する。(平成14年3月8日付 建技第452号)

附則

この要領は平成16年4月1日から施行する。(平成16年3月9日付 建技第476号)

附則

この要領は平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月1日付 建技第820号)

附則

この要領は平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月19日付 建技第569号)

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月25日付 建技第822号)

附則

この要領は令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月12日付 建技第824号)

工事成績採点表 [完成、一部完成]

公所名

工事名		契約金額(最終)									
受注者名		工期		から		完成年月日					
		監督員		課長等		検査員(中間)		検査員(中間)		検査員(完成)	
		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
考查項目	細別	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
1. 施工体制	I. 施工体制一般	c	0								
	II. 配置技術者	c	0								
2. 施工状況	I 施工管理	c	0							c	0
	II. 工程管理	c	0	c	0						
	III. 安全対策	c	0	c	0						
	IV. 対外関係	c	0								
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形		#N/A								#N/A
	II. 品質		#N/A								#N/A
	III. 出来ばえ		#N/A								#N/A
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2				0						
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3		0								
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			c	0						
加減点合計(1+2+3+4+5+6)			#N/A		0						#N/A
評定点(65点±加減点合計) ※1		①	#N/A	②	65	③	0	③	0	④	#N/A
評定点計		○中間技術検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※但し、③は中間技術検査が2回以上の場合は平均値									
7. 法令遵守等 ※6					0						
評定点合計 ※7		#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※8			履行	0						
所見 ※5		(監督員)		(総括監督員及び主任監督員)				(検査員)			

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加点合計) = 評定点

各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 所見があれば記載する。

※6 法令遵守等の評価は、課長等が行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できないものがある場合は、『不履行』を選択する。

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	適切である	ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般					
	<p>●評価対象項目</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。                  施工計画書を、工事着手前に提出している。                  作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。                  監理（主任）技術者が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施している。                  工事中の安全確保について、施工計画書に適切に記載している。                  元請が下請の作業成果を検査している。                  施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。                  緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。                  現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。                  工場製作期間における技術者を適切に配置している。                  機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。                  その他 理由：</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a                  評価値が80%以上90%未満・・・b                  評価値が60%以上80%未満・・・c                  評価値が60%未満・・・d</p>			<p>施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
				<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③ 評価値（%）＝該当項目数（ ）／評価項目数（ ）                  ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		
	II. 配置予定技術者 (現場代理人等)					
	<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。                  作業に必要な労働安全衛生規則で定める作業主任者及び建設業法で定める専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>現場代理人が、工事全体を把握している。                  設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなど必要な対応を行っている。                  監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <p>書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。                  契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。                  施工の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。                  下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。                  監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。                  その他 理由：</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a                  評価値が80%以上90%未満・・・b                  評価値が60%以上80%未満・・・c                  評価値が60%未満・・・d</p>				<p>配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
				<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③ 評価値（%）＝該当項目数（ ）／評価項目数（ ）                  ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	c			やや不適切である	不適切である
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。</li> <li>施工計画が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</li> <li>施工図作成に当り、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている（建築）</li> <li>現場条件の変化に対して、適切に対応している。</li> <li>工事材料の品質に影響がないよう保管している。</li> <li>日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画に基づき適時及び的確に行っている。</li> <li>日常の品質管理を、設計図書及び施工計画に基づき適時及び的確に行っている。</li> <li>社内検査が計画的に行われている。</li> <li>一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。（建築）</li> <li>現場内の整理整頓を日常的に行っている。</li> <li>指定材料の品質証明書及び写真を整理している。</li> <li>工事打合せ簿を、不足無く整理している。</li> <li>建設物副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</li> <li>工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</li> <li>その他 理由：</li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・ d</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>	<p>施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
	II. 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。</li> <li>工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</li> <li>実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</li> <li>現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</li> <li>時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</li> <li>工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</li> <li>適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。</li> <li>休日の確保を行っている。</li> <li>計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</li> <li>その他 理由：</li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・ d</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>	<p>工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	c			やや不適切である	不適切である
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
2. 施工状況	III. 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</li> <li>災害防止協議会等（下請がある場合）を1回/月以上行っている。</li> <li>安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</li> <li>新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</li> <li>工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</li> <li>過積載防止の点検記録がある。</li> <li>仮設工の点検及び監視を、チェックリスト等を用いて実施している。</li> <li>保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</li> <li>地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</li> <li>その他 理由：</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が90%以上・・・・・・・・a</li> <li>評価値が80%以上90%未満・・・・b</li> <li>評価値が60%以上80%未満・・・・c</li> <li>評価値が60%未満・・・・・・・・d</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>	<p>安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
	IV. 対外関係	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係一般について指示事項が無い。</li> <li>関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</li> <li>地元（入居官署等を含む）との調整を行い、トラブルが発生が無い。</li> <li>第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</li> <li>関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</li> <li>工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等にわかりやすく周知している。</li> <li>引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。（建築）</li> <li>その他 理由：</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が90%以上・・・・・・・・a</li> <li>評価値が80%以上90%未満・・・・b</li> <li>評価値が60%以上80%未満・・・・c</li> <li>評価値が60%未満・・・・・・・・d</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>	<p>対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	



考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	適切である	ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	建築工事 (建築)	<p>●評価対象項目</p> <p>材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。</p> <p>品質確認記録の内容が、適切である。</p> <p>施工の各段階における完了時の、品質が適切である。</p> <p>躯体工事における施工の品質が、良好である。</p> <p>内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。</p> <p>不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</p> <p>その他 理由：</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・ d</p>			<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。</p>	

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	適切である	ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	建築工事 (電気設備・受変電設備・暖冷房衛生設備・機械設備)	●評価対象項目 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 品質確認記録の内容が、適切である。 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機材及び施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 その他 理由：			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

(監督員)

考査項目	細別	適切である	ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	建築工事 (建築物解体)	<p>●評価対象項目</p> <p>分別解体、建設廃棄物の処理・再資源化などに関して、工事着手前の調査・検討が充分に実施され、その内容が確認できる。 [事前調査]</p> <p>各関連法律に基づいた施工計画書が作成され、その内容が適切である。 [施工計画]</p> <p>解体工事等が設計図書、施工計画書のとおり実施され、その管理内容が確認でき、満足するものである。 [解体実施]</p> <p>解体前の建築物等の寸法等を計測し数量確認を行っている。 [数量確認]</p> <p>有害物 (PCB、アスベスト、フロンなど) の飛散・流出等を防止し、適正な処理がなされている。 [有害物質の処理]</p> <p>その他 理由 :</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。	<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 . . . . . a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 . . . . . b</p> <p>評価値が60%以上80%未満 . . . . . c</p> <p>評価値が60%未満 . . . . . d</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。</p>	<p>契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>



考査項目別運用表

(課長等)

考査項目	細別	c			やや劣っている	劣っている
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない		
2. 施工状況	II. 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <p>隣接するほかの工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>地元（入居官署等を含む）及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共事業に対する好印象を与えた。</p> <p>工程管理に係る積極的の取り組みが見られた。</p> <p>気象条件や施工条件などにより特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。</p> <p>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。</p> <p>その他 理由：</p> <p>●判断基準</p> <p>該当4項目以上・・・a</p> <p>該当3項目以上・・・b</p> <p>該当2項目以下・・・c</p>			<p>工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	III. 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <p>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p>安全衛生を確保するため、他の規範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p>安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p>その他 理由：</p> <p>●判断基準</p> <p>該当4項目以上・・・a</p> <p>該当3項目以上・・・b</p> <p>該当2項目以下・・・c</p>			<p>安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。</p>	<p>安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考査項目別運用表

(課長等)

考査項目	細別	対応事項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	<b>I 建物規模への対応</b> <input type="checkbox"/> 1. 延べ面積10,000㎡以上の建物 <input type="checkbox"/> 2. 地上5階以上の建物 <input type="checkbox"/> 3. 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> 4. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上○がつけば2点の加点とする。	
		<b>II 建物固有の機能の難しさへの対応</b> <input type="checkbox"/> 5. 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 6. 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> 7. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上○がつけば2点の加点とする。	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		<b>III 建物固有の施工技術の難しさへの対応</b> <input type="checkbox"/> 8. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案】 <input type="checkbox"/> 9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 <input type="checkbox"/> 10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> 11. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上○がつけば2点の加点とする。	・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		<b>IV 厳しい自然・地盤条件への対応</b> <input type="checkbox"/> 12. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） <input type="checkbox"/> 13. 軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> 14. 雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> 15. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上○がつけば2点の加点とする。	・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬困いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		<b>V 厳しい周辺環境、社会条件との対応</b> <input type="checkbox"/> 16. 地中埋設物等の作業障害 <input type="checkbox"/> 17. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 <input type="checkbox"/> 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> 20. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上○がつけば2点の加点とする。	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		<b>VI 施工現場での対応</b> <b>【長期工事における安全確保への対応】</b> <input type="checkbox"/> 21. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） <b>【災害等での臨機の措置】</b> <input type="checkbox"/> 22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 <b>【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】</b> <input type="checkbox"/> 23. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 <input type="checkbox"/> 24. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 <input type="checkbox"/> 25. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 <input type="checkbox"/> 26. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> 27. 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 <input type="checkbox"/> 28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 <input type="checkbox"/> 29. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 <input type="checkbox"/> 30. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 <input type="checkbox"/> 31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> 32. その他 理由： ※上記の対応事項に1つ○がつけば4点の加点とし、最大10点とする。	
評価	評点： 0 点		

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2 評価にあたっては、監督職員等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

(課長等)

考査項目	細別	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	c 他の評価に該当しない
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 県内で生産・加工又は製造された建設資材を自発的に使用している。 ( (1) の評価を満足する場合、(2)～(9) の評価を実施する )</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺環境との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 定期的に応報誌の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 「再生資源利用認定製品」「グリーン購入調達品(資材、機器)」「エコマーク」認定品や端材の発生が抑制される施工方法を自発的に採用するなど、地球環境にやさしい取り組みを行った。</p> <p><input type="checkbox"/> (9) その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">理由:</div> <p>●判断基準</p> <p>(1) かつ(2)～(9)の該当3項目以上・・・a</p> <p>(1) かつ(2)～(9)の該当2項目以上・・・a'</p> <p>(1) かつ(2)～(9)の該当1項目以上・・・b</p> <p>(1) の評価項目を満足する場合・・・b'</p> <p>(1) の評価項目を満足しない場合・・・c</p> <p>※1 請負者から提出された実施状況に関する書類により評定を行う。</p> <p>※2 地域への貢献等は、工期内に工事場所及び工事施工に係る範囲で地域への貢献等を行った場合に評価する。</p>				

考査項目別運用表

(課長等)

考査項目	法令順守等の該当項目の一覧表	
4. 工事特性	【法令順守】	
	措置内容	点数
	1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点
	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
	5. 文書注意	-8 点
	6. 口頭注意	-5 点
	7. 工事関係者事故又は公衆災害事故が発生したが、当該事故にかかる安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場	-3 点
	8. その他 理由：	0 点
	○ 9. 項目該当なし	
	<p>① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約等を行い、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は告訴された。</li> <li>6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> <li>15. 受注者が社会保険等未加入業者と下請契約を締結した。（発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合） ※岩手県営建設工事請負契約書例文第7条の2</li> </ol>	
	【総合評価落札方式による工事】	
	総合評価に係る評価項目（技術提案）の履行結果	点数
	契約項目となった技術提案で、受注者の責により履行されないものがあった。	-10 点

考査項目別運用表

(検査員)

考査項目	細別	優れている	やや優れている	c	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理					
		<p>●評価対象項目</p> <p>契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の確認を行っていることが確認できる。</p> <p>施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっていることが確認できる。</p> <p>工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p>現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p>一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。(建築)</p> <p>建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p>施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p>下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p>監理(主任)技術者が、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>その他 理由:</p>			<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・・c</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・d</p>	
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			<p>施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p>施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	

考査項目別運用表

考査項目	工種	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	建築工事							
I. 出来形		<p>●評価対象項目</p> <p>承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。</p> <p>出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。</p> <p>出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。</p> <p>現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。</p> <p>現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。</p> <p>不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。</p> <p>解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分していることが確認できる。</p> <p>その他 理由:</p>					<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・c</p>	
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切。もしくは、出来形管理について、監督職員が文書で改善指示を行っている。</p> <p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	

考查項目別運用表

(検査員)

考查項目	工種					他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている			
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	建築工事 (建築)	<p>●評価対象項目</p> <p>材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p>材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p>品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。</p> <p>施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p>内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p>その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。</p> <p>不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p>中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p>その他 理由：</p>				品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。もしくは、監督職員が文書で改善指示を行っている。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・c</p>				<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		

考查項目別運用表

(検査員)

考查項目	工種					他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている			
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	建築工事 (電気設備・受変電設備・暖冷房衛生設備・機械設備)	<p>●評価対象項目</p> <p>機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p>機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p>品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。</p> <p>施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p>システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。</p> <p>不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p>中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p>運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p>その他 理由：</p>				品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。もしくは、監督職員が文書で改善指示を行っている。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・c</p>				<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		

考查項目別運用表

(検査員)

考查項目	工種	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	建築工事 (建築物解体)	<p>●評価対象項目</p> <p>分別解体、建設廃棄物の処理・再資源化などに関して、工事着手前の調査・検討が十分に実施され、その内容が確認できる。[事前調査]</p> <p>各関連法律に基づいた施工計画書が作成され、その内容が適切である。[施工計画]</p> <p>解体工事等が設計図書、施工計画書のとおり実施され、その管理内容が確認でき、満足するものである。[解体実施]</p> <p>解体前の建築物等の寸法等を計測し数量確認を行っている。[数量確認]</p> <p>有害物(PCB、アスベスト、フロンなど)の飛散・流出等を防止し、適正な処理がなされている。[有害物質の処理]</p> <p>その他 理由:</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった。もしくは、監督職員が文書で改善指示を行っている。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・c</p>				<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価項目数( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

### 考査項目別運用表

(検査員)

考査項目	工種	a	b	c	d																																								
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている																																								
3. 出来形及び出来ばえ  Ⅲ. 出来ばえ	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目</li> <li><input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。</li> <li><input type="checkbox"/> 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。</li> <li><input type="checkbox"/> 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。</li> <li><input type="checkbox"/> 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。</li> <li><input type="checkbox"/> 保全に配慮した施工がなされている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他(理由: )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断基準</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象項目が8項目</th> <th>対象項目が7項目</th> <th>対象項目が6項目</th> <th>対象項目が5項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7項目以上評価・・・a</td> <td>6項目以上評価・・・a</td> <td>5項目以上評価・・・a</td> <td>4項目以上評価・・・a</td> </tr> <tr> <td>6項目以上評価・・・b</td> <td>5項目以上評価・・・b</td> <td>4項目以上評価・・・b</td> <td>3項目以上評価・・・b</td> </tr> <tr> <td>5項目以上評価・・・c</td> <td>4項目以上評価・・・c</td> <td>3項目以上評価・・・c</td> <td>2項目以上評価・・・c</td> </tr> <tr> <td>4項目以上評価・・・d</td> <td>3項目以上評価・・・d</td> <td>2項目以上評価・・・d</td> <td>1項目以上評価・・・d</td> </tr> <tr> <td>対象項目が3～4項目</td> <td>対象項目が2項目以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3項目以上評価・・・a</td> <td>1項目以上評価・・・c</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2項目以上評価・・・b</td> <td>評価項目なし・・・d</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1項目以上評価・・・c</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価項目なし・・・d</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象項目が8項目	対象項目が7項目	対象項目が6項目	対象項目が5項目	7項目以上評価・・・a	6項目以上評価・・・a	5項目以上評価・・・a	4項目以上評価・・・a	6項目以上評価・・・b	5項目以上評価・・・b	4項目以上評価・・・b	3項目以上評価・・・b	5項目以上評価・・・c	4項目以上評価・・・c	3項目以上評価・・・c	2項目以上評価・・・c	4項目以上評価・・・d	3項目以上評価・・・d	2項目以上評価・・・d	1項目以上評価・・・d	対象項目が3～4項目	対象項目が2項目以下			3項目以上評価・・・a	1項目以上評価・・・c			2項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・d			1項目以上評価・・・c				評価項目なし・・・d					
	対象項目が8項目	対象項目が7項目		対象項目が6項目	対象項目が5項目																																								
	7項目以上評価・・・a	6項目以上評価・・・a		5項目以上評価・・・a	4項目以上評価・・・a																																								
6項目以上評価・・・b	5項目以上評価・・・b	4項目以上評価・・・b	3項目以上評価・・・b																																										
5項目以上評価・・・c	4項目以上評価・・・c	3項目以上評価・・・c	2項目以上評価・・・c																																										
4項目以上評価・・・d	3項目以上評価・・・d	2項目以上評価・・・d	1項目以上評価・・・d																																										
対象項目が3～4項目	対象項目が2項目以下																																												
3項目以上評価・・・a	1項目以上評価・・・c																																												
2項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・d																																												
1項目以上評価・・・c																																													
評価項目なし・・・d																																													
	電気設備 受変電設備 暖冷房衛生設備 機械設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目</li> <li><input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境負荷低減への対策が優れている。</li> <li><input type="checkbox"/> 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他(理由: )</li> </ul>																																											
	建築物解体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目</li> <li><input type="checkbox"/> 埋め戻し材等の敷き均しの状態が良く、起伏やぬかるみがない</li> <li><input type="checkbox"/> 施工後の清掃が入念に実施されおり、建設廃材などが現場に散乱していない。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良好である。</li> <li><input type="checkbox"/> その他(理由: )</li> </ul>																																											







